



非居住者である子供への贈与について



近年、海外へ移住する日本人は年々増えており、それに伴い、海外に住んでいるお子様への贈与を検討される方もこれからますます増えていくかと思われます。

今回は、海外に住んでいるお子様へ贈与を行う場合の課税関係や注意点についてご案内いたします。

そもそも海外に住んでいる子供や孫に
日本の贈与税はかかるの？



贈与を受ける側（受贈者）が海外に住んでいたとしても、**贈与税は課税されます。**
一定の条件を満たす場合に、国外財産の贈与は贈与税の課税対象外となりますが、国内財産の贈与についてはどのような場合においても贈与税の課税対象となります。よって、年間 110 万円を超える贈与を受けた場合には、非居住者であったとしても**贈与税の申告手続きを行わなければいけません。**

なお、非居住者が贈与税の申告を行う必要がある場合には、**『納税管理人届出書』を税務署へ提出する必要があります。**

海外に住んでいる子供や孫でも
相続時精算課税制度は使えるの？

相続時精算課税制度にはいくつか適用要件がありますが、居住地要件はありません。

受贈者が海外に住んでいる場合も、相続時精算課税の要件を満たしていれば、相続時精算課税贈与を選択することができます。

なお、非居住者が相続時精算課税制度を選択する場合にも、**『納税管理人届出書』を税務署へ提出する必要があります。**

『納税管理人届出書』について

受贈者が国内に住所を持っていない場合や出国する場合には、申告書の作成・提出、税金の納付などをその受贈者に代わって行う**【納税管理人】の選任**が義務付けられています。

また、贈与税の納税地は原則、受遺者の住所ですが、非居住者の場合は国内に住所を持っていないため、**納税地の指定**も合わせて行う必要があります。

これらの手続きを行うためには、**『納税管理人届出書』を作成し、税務署へ提出しなければいけません。**

海外に住んでいるお子様へ贈与をされる場合には、日本国内の課税関係の他にもお子様の居住先で提出が必要な書類や生じる課税関係についても確認が必要です。
例えば、アメリカに居住中のお子様アメリカ非居住者である日本の両親から、年間 10 万ドル以上の贈与を受けた場合、贈与を受けた年の翌年 4 月 15 日までに『Form3520』を IRS へ提出することがアメリカ国内で義務付けられています。

海外に住んでいるお子様への贈与を検討される場合には、事前に一度専門家へのご相談をお勧めします。

